

時津町高齢者見守りネットワーク(長崎県時津町)

構成・時津町・見守り協力事業所・時津町民

- ・見守り協力団体(時津町自治会連合会、時津町老人クラブ連合会、時津町民生委員児童委員協議会、長崎県時津警察署、長崎市北消防署浜田出張所、時津町社会福祉協議会、時津町居宅介護支援専門員連絡協議会)

《活動主体の概要》(平成28年1月31日現在)

総人口： 30,112人

高齢者数： 6,847人

世帯数： 12,851世帯

産業構造：時津町は、商工業のまちで、第一次産業就業者の割合は2.5%と低く、第二次産業が23.1%、第三次産業が74.4%となっています。

地理的構造：

大村湾の南西岸、西彼杵半島の南東部に位置し、北は大村湾に面し、南部から西部にかけては長崎市、東部は西彼杵郡長与町に接しています。

国道206号、207号が交差するとともに、高速道路は長崎バイパス、川平有料道路を經由して本町とつながっており、道路網が整備されています。

また、大村湾の南西部に位置し、長崎空港からも高速船で約25分で到着するというので、長崎空港からの1つの玄関口となっており、交通の要衝の地として発展している町です。

活動のきっかけ

少子高齢化が進展している中、高齢者の孤独死が社会問題として取り上げられ、本町においても、昔はご近所づきあいが盛んで、何かトラブルが起きた時は、誰かが気付いて、助け合うことが容易でしたが、近年そのような関係性が薄れてきており、対策を講じることとなりました。

そこで、本町では、町と関係機関等が連携して時津町高齢者見守りネットワークを組織し、高齢者に異変等が発生した場合に迅速に対応できる体制を確保することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できることを目的として活動を開始しました。

活動方法

各構成員が連携し、日頃の活動や業務の範囲内で、1人暮らしや虚弱な方など、見守りの必要な高齢者をさりげなく見守る活動に取り組んでいます。その中で、次のような取り組みを実施しています。

1) 時津町高齢者見守りネットワーク連絡会

見守り協力団体の代表者と、見守りネ

ットワークの取組状況や活動の報告を行い、情報の交換を行っています。

- ・年2回(5月・3月)開催

2) 見守り対象者名簿の配布

当初の見守り対象者としては、平成24年度に65歳以上の方に調査を行い、希望者の中から「人と接する機会が週3回未満の方」を基準としました。その後、時津町地域包括支援センターにおいて、地域の見守りが必要と思われる方には個別に同意をいただき名簿に登載しています。また、認知症の症状により、地域での見守り支援が望まれる方に対しても、見守り対象者名簿への登載をお勧めし、本人または家族の同意を得るようにしています。

- ・警察・町内全体の対象者名簿
(半年に1回更新)

- ・自治会長 } 各地区の対象者名簿
- ・老人会長 }
- ・民生委員 }

3) 地区連絡会

町内16カ所の行政区毎に、年1回、各地区公民館において、話し合う場を持

っています。

参加者・職員（包括・高齢者支援課）

- ・自治会長
- ・老人会長
- ・民生委員
- ・社会福祉協議会職員

内 容

名簿登載者の情報交換
 名簿には載せていない見守り支援を希望された方の情報交換
 地区での役職活動を通して『気になる方』の情報交換
 『地区の課題』の抽出及び意見交換
 その他
 ・地域の方からの議題
 ・行政側からの情報提供 など

工夫点

『地区連絡会』として行政区毎に出向いて話を聞いています。

- ・地域全体を見ながら、地図に対象者のマッピングをする。
- ・名簿登載者の数は厳選し、負担の軽減を図る。（精神疾患など、対応が難しい方は、原則、包括対応）
- ・徘徊の恐れがある方などは、同意を得た後、随時、地区民生委員へ情報提供を行う。
- ・新たな情報は、包括職員が持ち帰って対応し、その関わりについては報告が必要な方に関しては、主に民生委員に情報を伝える。
- ・必要に応じ、地域ケア会議へ発展させる。

成果

- ・『時津町高齢者見守りネットワーク連絡会』や『地区連絡会』を開催することで、見守り協力団体間でのネットワークが繋がり、顔が見える関係や次のような仕組みづくりが徐々にできてきています。

仕組み

必要な時に必要な情報が伝わる

情報を受け、自分の立場で行動できる

その行動が町で認知され、安心して活動ができる

- ・包括の業務においては、警察と連携し情報交換や高齢者支援を行いやすくなったと感じています。
- ・『地区連絡会』を設けることで、高齢者を見守る視点を学び合うことができています。

課題

年1回の『地区連絡会』では、地域の中では細やかな情報交換が難しく、いくつかの行政区では「もっと密に話し合う場が必要だ」との声も聞かれているところですが、行政主導の『地区連絡会』の回数を増やすことは難しいため、地域の自治会長・老人会長・民生委員の方々が、自主的に年に数回『地区連絡会』を開催するなど工夫が必要と思われます。

また、『地区連絡会』で得た情報等に基づき、地域包括支援センターの業務の中で丁寧に関わりを持ち、問題解決や高齢者支援につなげていますが、うまく情報が伝わらないこともあるため、情報交換について工夫が必要と思われます。

認知症の方の見守り支援では、消費者被害など防いだケースはありますが、今後徘徊者の早期発見等に関しては、別にもう一歩進んだ対策が必要と思われます。

見守り協力事業所については、現在、登録や協定のみとなっており、今後定期的に情報交換の場を設けるよう取り組む必要があります。

